経済連携協定に基づく報復関税に関する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十九年一月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第十号

経済連携協定に基づく報復関税に関する政令

内閣は、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の十第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（経済連携協定に基づく報復関税を課すること等の告示）

第一条　財務大臣は、関税暫定措置法第七条の十第一項の規定による措置（以下「経済連携協定に基づく報復関税」という。）をとること又は経済連携協定に基づく報復関税を変更し、若しくは廃止すること（以下「経済連携協定に基づく報復関税に係る措置」という。）が決定されたときは、速やかに、その旨及び次に掲げる事項を官報で告示しなければならない。

一　当該経済連携協定に基づく報復関税に係る措置の対象となる国（固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。）

二　当該経済連携協定に基づく報復関税に係る措置の対象となる貨物の品名、銘柄、型式及び特徴

三　当該経済連携協定に基づく報復関税に係る措置の内容（前二号に掲げるものを除く。）

四　当該経済連携協定に基づく報復関税に係る措置をとる理由

五　その他参考となるべき事項

（関税・外国為替等審議会への諮問等）

第二条　財務大臣は、経済連携協定に基づく報復関税に係る措置をとることが必要であると認められるときは、速やかに、関税・外国為替等審議会に諮問するものとする。ただし、経済連携協定に基づく報復関税に係る措置を直ちにとる必要があると認められる場合は、この限りでない。

2　財務大臣は、前項ただし書に規定する場合に該当して経済連携協定に基づく報復関税に係る措置をとった場合においては、速やかに、当該経済連携協定に基づく報復関税に係る措置の内容を関税・外国為替等審議会に報告しなければならない。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第百八号）の施行の日から施行する。

（関税・外国為替等審議会令の一部改正）

2　関税・外国為替等審議会令（平成十二年政令第二百七十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二条及び」を「第二条、」に改め、「）第六条」の下に「及び経済連携協定に基づく報復関税に関する政令（平成二十九年政令第十号）第二条」を加え、「第六条第二項」を「第六条第二項第二号」に改める。

財務大臣　麻生　太郎

内閣総理大臣　安倍　晋三

省令

○財務省令第一号

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第百八号）及び関税法施行令等の一部を改正する政令（平成二十九年政令第六号）の施行に伴い、税関職員の身分を示す証票等の書式に関する省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年一月二十五日

財務大臣　麻生　太郎

税関職員の身分を示す証票等の書式に関する省令等の一部を改正する省令

（税関職員の身分を示す証票等の書式に関する省令の一部改正）

第一条　税関職員の身分を示す証票等の書式に関する省令（昭和二十九年大蔵省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

「経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定」を「経済連携協定」に、「第七条第三項」を「第七条第三項」に改める。

（関税暫定措置法施行規則の一部改正）

第二条　関税暫定措置法施行規則（昭和四十四年大蔵省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び令」を「、第三十二条第二項第二号（軽減税率等の適用について手続を要する物品の指定）及び」に改める。

第七条の表以外の部分中「第二項」を「第三項」に改める。

第七条の三中「第十九条第一項」を「第十八条第一項」に、「において」を「（同条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）において」に、「第十九条第二項」を「第十八条第四項」に改める。

第十一条第一項第二号中「オーストラリア協定」を「経済連携協定」に改める。

本則に次の一条を加える。

（木材の指定）

第十二条　令別表第一第三十二項から第三十四項までに規定する財務省令で定めるものは、アビュラ、アカジョアフリカ、アフロルモシア、アコ、アラン、アンジローバ、アニングレ、アボジラ、アゾベ、バラウ、バルサ、ボッセクレイア、ボッセフォンセ、カチボ、セドロ、ダベーマ、ダークレッドメランチ、ジベツ、ドウシェ、フラミレ、フレイジョ、フロメイジャー、フーマ、ゲロンガン、イロンバ、インブイア、イペ、イロコ、ジャボティ、ジェルトン、ジェキティバ、ジョンコン、カプール、ケンパス、クルイン、コシポ、コチベ、コト、ライトレッドメランチ、リンバ、ロウロ、マカランドゥバ、マホガニー、マコレ、マンディオケイラ、マンソニア、メンクラン、メランチバカウ、メラワン、メルバウ、メルサワ、モアビ、ニアンゴン、ニヤトー、オベチェ、オクメ、オンザビリ、オレイ、オバンコル、オジゴ、パドック（かりん）、パルダオ、パリッサンドルグアテマラ、パリッサンドルパラ、パリッサンドルリオ、パリッサンドルロゼ、パウアマレロ、パウマーフィム、プライ、プナ、クアルバ、ラミン、サペリ、サキサキ、セプター、シポ、スクピラ、スレン、タウアリ、チーク、ティアマ、トラ、バイロラ、ホワイトラワン、ホワイトメランチ、ホワイトセラヤ及びイエローメランチとする。

（財務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正）

第三条　財務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十七年財務省令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一第四〇号の四及び第四〇号の五を次のように改める。

四〇の四	経済連携協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百九十四号）	第六条第一項第一号ロ
四〇の五		第六条第三項第二号